

広島県告示第四百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和六年五月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	ひろぎんクレジ ットサービス株 式会社
所在地	広島市中区紙屋 町一丁目三番八 号
指定をした日	令和六年四月 一日
委託を受けて納 付を行うことが できる歳入及び 歳入歳出外現金 の内容	広島県縮景園の 入園料並びに広 島県立美術館の 入館料及び図録 ・目録売払代金
歳入及び歳入歳出 外現金の納付の委 託を受けることが できる期間	令和六年四月一日 から令和七年三月 三十一日まで
ロー株式会社	ブリッジ・モー ション・トゥモ ロー株式会社